

「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」及び「レンズデータの記載例」に関するQ & A

全体について

問1 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」及び「レンズデータの記載例」のとおりに記載しない場合、拒絶理由となるのですか。

答1 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」及び「レンズデータの記載例」は情報提供と位置づけられるものであり、このとおりに記載しないことのみに基づいて拒絶理由が生じることはありませんし、逆に、このとおりに記載すれば拒絶理由が生じない、というものでもありません。

そして、明細書及び図面の記載をどのようにするかは、出願人が決定すべき事項です。拒絶理由になるか否かは、あくまで、特許法（及び審査基準）に基づいて審査されます。

問2 が付与された事項とそうでない事項の違いは何ですか。

答2 が付与された事項は、その記載により先行技術調査に特に資すると考えられる事項を意味します。当該事項には、特許請求の範囲中に、当該事項に関連する発明特定事項が記載されることが多い等の事情があるものが挙げられています。他方、が付与されていない事項は、前記したような事情までではなくても、一般に、記載がなされれば先行技術調査に資すると考えられるものが挙げられています。

問3 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」及び「レンズデータの記載例」の内容が撮影系・撮像系用途には合致するものの、その他の用途にはうまく合致しないことがあるように見えるのですが。

答3 ご指摘のとおり、両内容とも出願数の多い撮影系・撮像系を想定して作成されています。したがって、その他の用途のレンズ系や撮影系・撮像系用レンズ系であっても、当該内容に即して記載することがそもそもなじまない場合もあります。そのような場合は、当該内容中の項目と類似のパラメータを使用することが通常であるときはそれに置換して記載するなどの手法等が考えられますが、いずれにせよ、明細書及び図面をどのように記載するかは出願人によって決められるべき事項です。

「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」について

1.(1) 特殊面等があるときはそれを表現する数値

問4 「特殊面等」とは何ですか。

答4 非球面、回折面、屈折率分布型レンズなどです。

2.(1) フォーカシングレンズ(群)の場所に特徴があるときはその明示、プラスチックレンズを使用することに特徴があるときはその場所の明示

問5 「特徴がある」とはどのような意味ですか。

答5 たとえば、請求項にその旨が記載されている場合や、請求項中の発明特定事項にその旨と関係がある事項が存在する場合などを言います。

2.(1) 光軸(偏心系の場合は基準軸)の表示

問6 「基準軸」とは何ですか。

答6 レンズ系を設計する際に使用するソフト中で設定した軸などが挙げられます。

2.(1) スケールの表示

問7 「スケール」とは何ですか。

答7 いわゆる縮尺のことです。

2.(2) 各レンズ群のパワーの符号の明示

問8 どのような図面を想定していますか。

答8 図面中、群の名称を示す記号の側に括弧書きで(正)などとしたものなどが考えられます。

「レンズデータの記載例」について

5.

問9 アッベ数の表記例にVやvがあるのはおかしくありませんか。

答9 通常は分散を示す表記ですが、アッベ数としての表記の都合上Vやvを使用している例も見受けられることから盛り込んでいます。ただ、いずれにせよ、明確に定義をしておくことが望まれます。

5.

問10 硝材データを記載する場合でも、屈折率及びアッベ数の数値を記載するとされているのはなぜですか。

答 1 0 当該数値の記載により、数値計算や、特許審査において行われる特許請求の範囲との比較等がより容易になるからです。